

# 計 画 書 (案)

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面 積	備 考
約 70.39ha	

1. 都市計画生産緑地地区のうち、次の4地区を変更する。

名 称	面 積	備 考
名来1丁目4生産緑地地区	約0.06ha	区域の変更
上山口尼ノ子3生産緑地地区	約0.50ha	一部除外
上山口六傳生産緑地地区	約0.11ha	区域の変更
名塩宮ノ谷3生産緑地地区	約0.25ha	面積の変更

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

2. 都市計画生産緑地地区のうち、次の4地区を廃止する。

名 称
名来1丁目9生産緑地地区
名来1丁目6生産緑地地区
生瀬中惣川1生産緑地地区
甲東・瓦木第一26生産緑地地区

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

## 理 由

別添理由書のとおり。

## 理 由 書 (案)

緑地機能の優れた農地等の計画的な保全のため、市街化区域内にある農地等のうち、農地等利害関係人の同意を得たものについて、生産緑地地区を指定している。

このたび、主たる従事者の死亡及び故障による買取り申出に対し、土地の買取り斡旋を関係部署及び関係機関等に対し行ってきたが調わず、生産緑地法第14条に基づく生産緑地地区内での行為の制限が解除され、農地等として計画的に保全することが困難になったことにより、上山口尼ノ子3生産緑地地区ほか4地区を廃止・変更する。

また、地積更正等により、名塩宮ノ谷3生産緑地地区の面積を変更し、2地区において計画図を変更する。

参 考 (変更前後対照表)

1. 変更概要

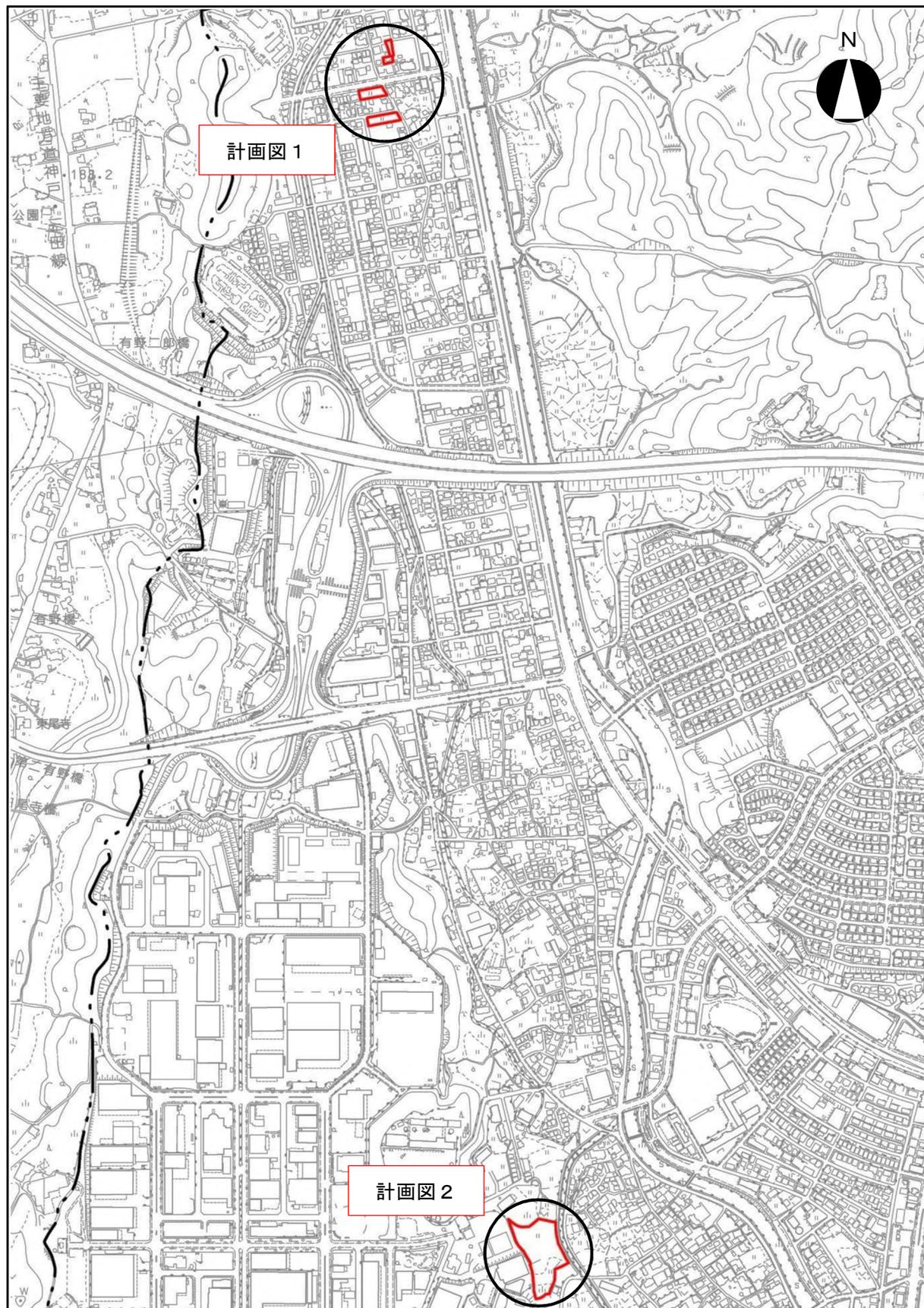
	地 区 数	面 積
変 更 前	377地区	約70.91ha
変 更 後	373地区	約70.39ha
増 減	—	△約0.52ha

2. 今回変更する生産緑地地区

名 称	変更前面積	変更後面積	増 減	計画図No.	変更内容及び理由	備 考
名来1丁目4	約 0.06	約 0.06	0.00 ha	計画図1	錯誤による指定区域の変更	
名来1丁目9	約 0.07	0.00	△ 約 0.07 ha	計画図1	買取り申出による従前地区の廃止	死亡による
名来1丁目6	約 0.08	0.00	△ 約 0.08 ha	計画図1	買取り申出による従前地区の廃止	死亡による
上山口尼ノ子3	約 0.63	約 0.50	△ 約 0.13 ha	計画図2	買取り申出による従前地区の一部区域の除外	故障による
上山口六傳	約 0.11	約 0.11	0.00 ha	計画図3	地図訂正による指定区域の変更	
名塩宮ノ谷3	約 0.22	約 0.25	約 0.03 ha	計画図4	地積更正による指定面積の変更	
生瀬中惣川1	約 0.10	0.00	△ 約 0.10 ha	計画図5	買取り申出による従前地区の廃止	故障による
甲東・瓦木第一26	約 0.17	0.00	△ 約 0.17 ha	計画図6	買取り申出による従前地区の廃止	死亡による
合 計			△ 約 0.52 ha			

名称の内「生産緑地地区」は略

阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）位置図 1 縮尺：1/10,000



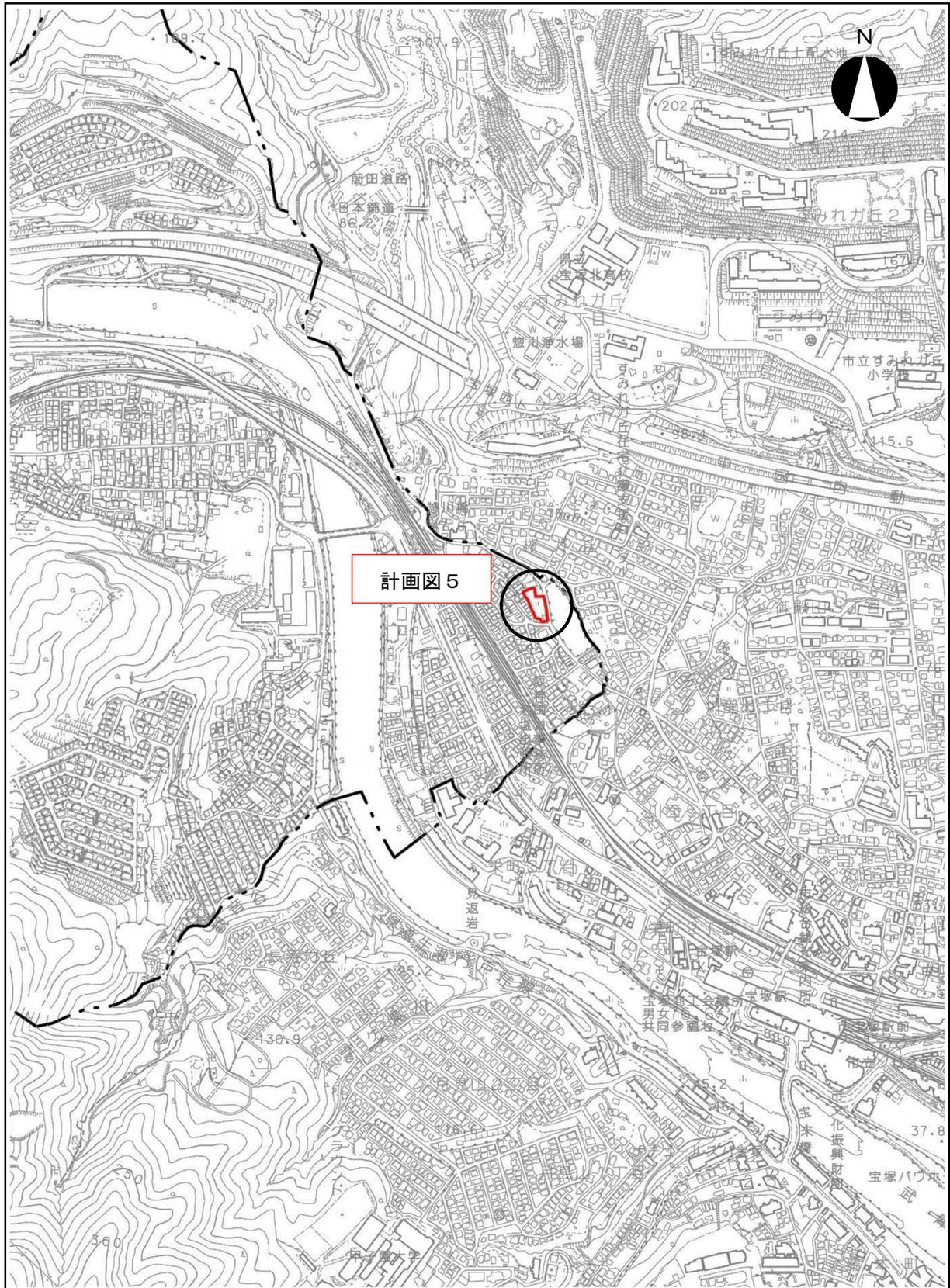
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）位置図2 縮尺：1/10,000



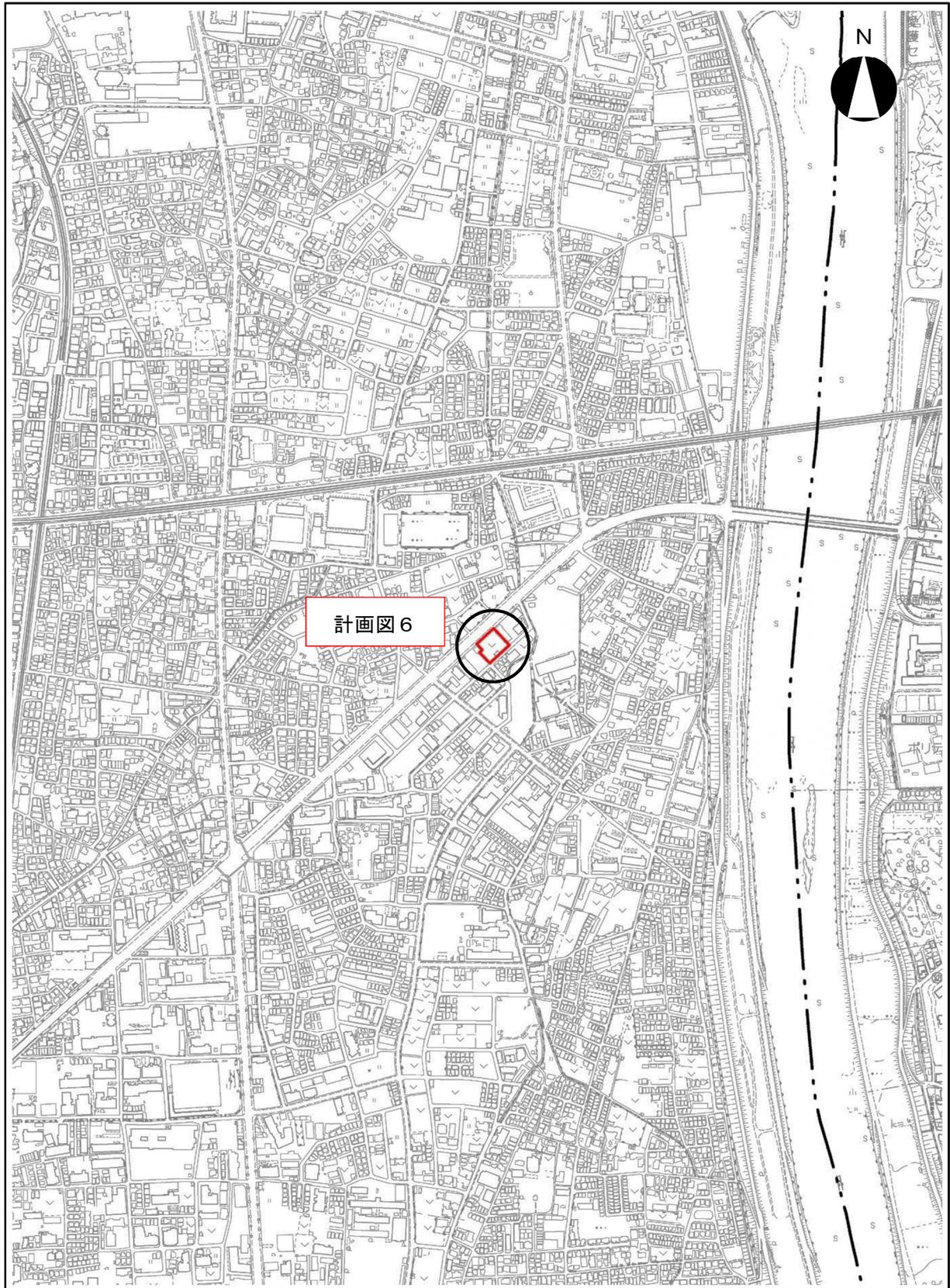
阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）位置図3 縮尺：1/10,000



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）位置図4 縮尺：1/10,000



阪神間都市計画生産緑地地区の変更（西宮市決定）位置図5 縮尺：1/10,000



計画図 1

(名来1丁目4生産緑地地区)

(名来1丁目9生産緑地地区)

(名来1丁目6生産緑地地区)

縮尺:1/2,500

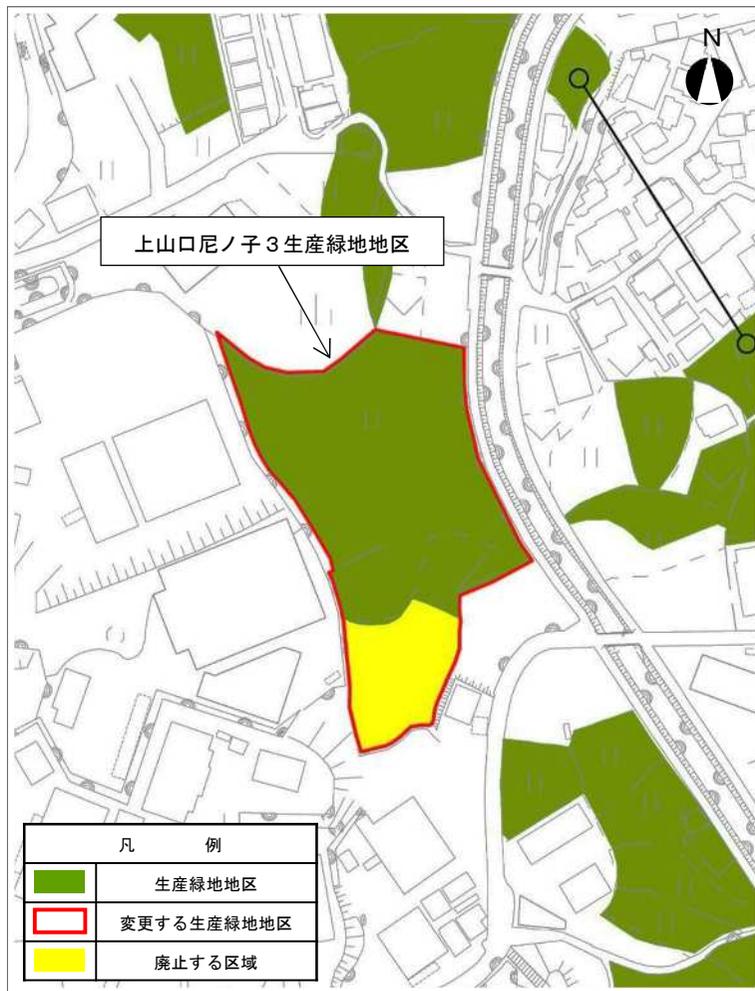
(変更前)

(変更後)



計画図2 (上山口尼ノ子3生産緑地地区) 縮尺:1/2,500

(変更前)



(変更後)



計画図3 (上山口六傳生産緑地地区) 縮尺:1/2,500

(変更前)



(変更後)



計画図4 (名塩宮ノ谷3生産緑地地区) 縮尺:1/2,500

(変更前)



(変更後)



計画図5 (生瀬中惣川1生産緑地地区) 縮尺:1/2,500

(変更前)

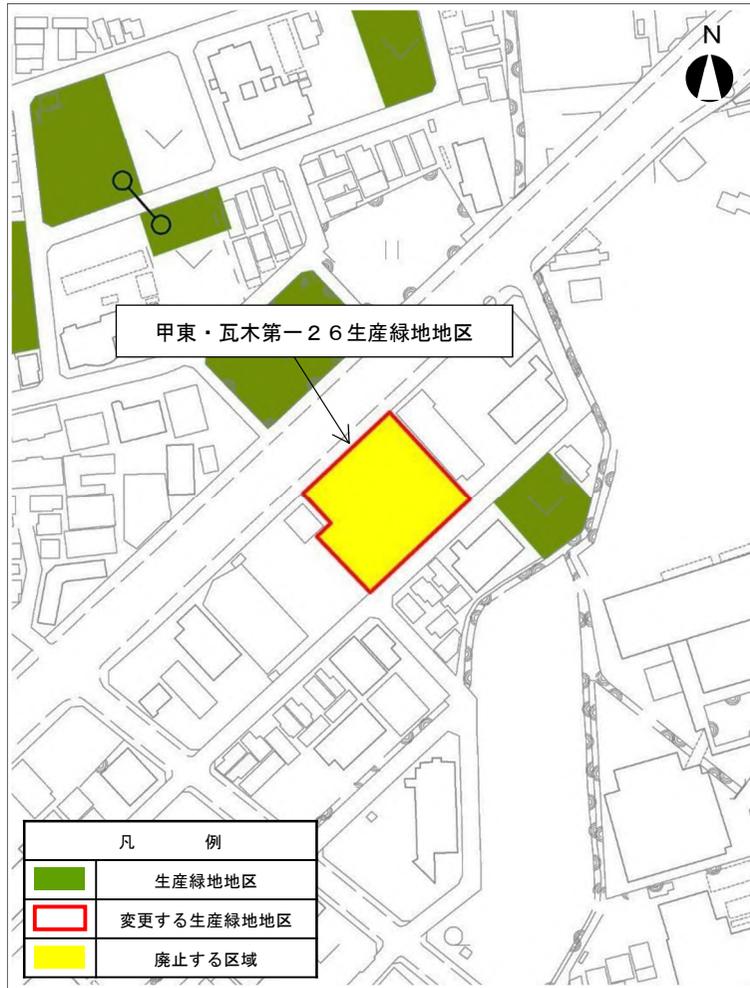


(変更後)



計画図6 (甲東・瓦木第一26生産緑地地区) 縮尺:1/2,500

(変更前)



(変更後)

